

(仮称) 静岡市手話言語条例骨子案に関する意見応募用紙

【１】静岡市内において、手話を普段から目にする機会がありますか。
1. ある 2. ない
【どのような場面で目にしますか。】
【２】（仮称）静岡市手話言語条例骨子案について、意見をお聞かせください。
【ご意見の内容】

- 1 複数のご意見がある場合は、1 枚に 1 件ずつお書きください。
上記「ご意見の内容」欄に「別紙のとおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。
- 2 個人情報の取り扱いや市ホームページでの公開などについて、裏面に記載しております。ご確認ください。
- 3 手話により意見提出も受け付けます。提出方法は 2 つありますので「ご意見の提出方法」をご確認ください。

* 住 所 (法人の場合は所在地)			
* 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)			
年 齢	☐ 19 歳以下 ☐ 20 代 ☐ 30 代 ☐ 40 代 ☐ 50 代 ☐ 60 代 ☐ 70 歳以上		
手話との かわり	☐ 普段から手話を使う(自身の言葉として) ☐ 必要な時に手話を使う(支援者(通訳者等)として) ☐ 普段から手話を使ったことがない ☐ その他()		

* 印のある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

ご意見、ありがとうございました。

書面により提出される場合は、次のあて先に、郵便かファクシミリにより送信、または直接持参してください。

《送付(問い合わせ)先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎 15 階 保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課 地域生活支援係 担当

[電 話]054-221-1198(直通) [ファクシミリ]054-221-1494

締切 令和6年12月16日(月) 必着

📁 個人情報の取り扱い・市ホームページでの公開について

- 1 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- 2 いただいたご意見は、「（仮称）静岡市手話言語条例」への反映を検討し、結果をまとめ次第、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

📁 ご意見の提出方法

期間内に、次のいずれかの方法でご提出ください。

手話による意見提出の場合は、「3 持参」が「5 手話動画の提出（DVD）」の方法でお願いいたします。

なお、「5 手話動画の提出（DVD）」の場合は、手話の読み取りは市で行い、提出された方への内容確認は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

1 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市障害福祉企画課 あて	
2 ファクシミリ	FAX 番号：054-221-1494	
3 持参	静岡庁舎：障害福祉企画課（静岡庁舎新館 15 階） <u>【手話による意見提出】対面による応募用紙の代筆について</u> 手話での意見聴取を希望される場合は、次の手順で提出をお願いいたします。 ① 障害福祉企画課（ファクシミリ：054-221-1494）に連絡し予定日を決める ② 予定日に＜対応窓口＞のいずれかの窓口に来庁 ③ 市専任手話通訳者同席のもと意見を聞き取り、職員が応募用紙を代筆 ④ 代筆内容をその場で確認していただき、提出 ＜対応窓口＞	
	障害福祉企画課（静岡庁舎新館 15 階）	葵福祉事務所障害者支援課（葵区役所 2 階）
	駿河福祉事務所障害者支援課（駿河区役所 1 階）	清水福祉事務所障害者支援課（清水区役所 1 階）
4 市 HP （電子申請）	市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。 ※個人情報保護の観点から、上記フォーム以外での電子メールでのご提出は受付できかねます。	
5 手話動画の提出 （DVD）	DVD による手話映像の提出 ※この用紙（住所・氏名を記入したもの）を添えて、「1 郵送」または「3 持参」 に記載の提出先までご提出ください。	

📁 意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです

意見応募用紙の配架場所と、条例骨子案が閲覧できる場所は次のとおりです。

- (1) 障害福祉企画課（静岡庁舎新館 15 階）、地域リハビリテーション推進センター（城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 2 階）、葵福祉事務所障害者支援課（葵区役所 2 階）、駿河福祉事務所障害者支援課（駿河区役所 1 階）、清水福祉事務所障害者支援課（清水区役所 1 階）
- (2) 各区役所の市政情報コーナー（葵区/静岡庁舎新館 1 階、駿河区/駿河区役所 3 階、清水区/清水庁舎 4 階）
- (3) 静岡市ホームページ（<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s012579.html>）

※右の QR コードからホームページに移動できます。

